

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険における資格確認書の取扱いについて（周知依頼）

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者について、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の保有の状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用を令和 8 年 8 月まで行うこととしていますが、これを受けて、国民健康保険でも同様に、マイナ保険証の保有の状況にかかわらず資格確認書を職権交付することの可否に係るお問い合わせをいただいております。

これについて、資格確認書は、法律上、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に交付することとされていますが、国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと考えています。

改めまして、貴管内の市町村（特別区を含む。）に周知徹底いただきますようお願いします。